

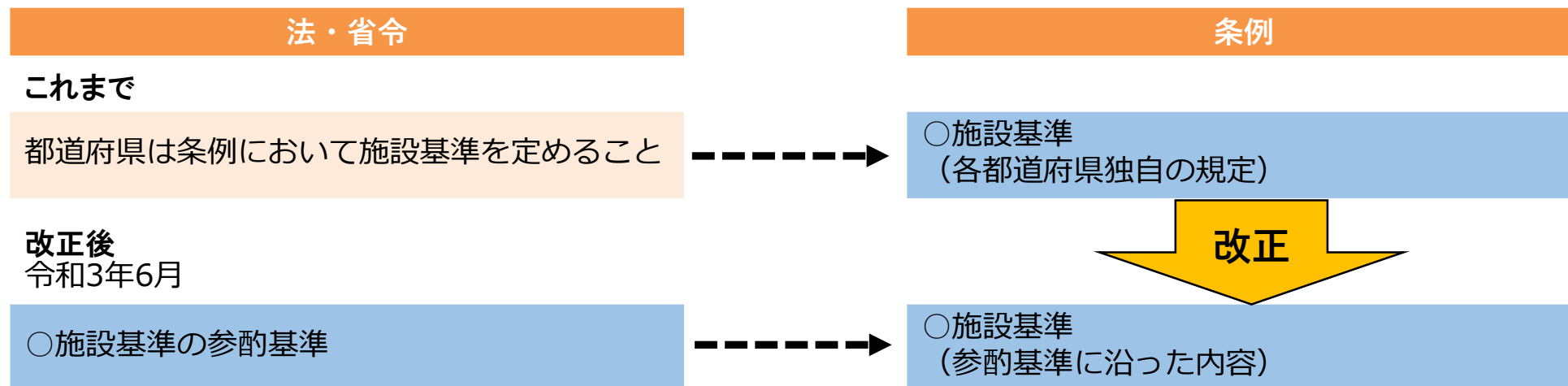
岐阜県食品衛生法施行条例の一部改正について

1. 改正の背景

○我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、「食品衛生法等の一部を改正する法律」により食品衛生法が改正された（平成30年6月13日公布）。

○改正内容のひとつとして、営業許可制度が見直され、現行の34業種の統廃合及び新たな許可業種の追加により、32業種に再編された。

○営業許可制度の見直しと同時に、県条例で定める「公衆衛生の見地から必要な基準」（以下、「施設基準」）については、食品衛生法施行規則（以下、「3年施行省令」）で定められた基準を参酌して定めることとなった。



2. 改正の内容

○条例第三条に施設基準として規定する別表（別添1）を、3年施行省令で定める参酌基準（別添2）のとおり改めることとし、参酌基準が法令化された趣旨として、施設基準の地域的差異の解消があることを鑑み、県独自の上乘せ基準や緩和基準は設けないこととした。

3. 施行日

令和3年6月1日